ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言 御報告を申し上げます。

天皇・皇后両陛下におかれましては、7月25日から28日まで、那須御用邸に行幸啓あそばされました。この間におきまして、私は、最近の県内の状況等について御説明を申し上げますとともに、本県産の花等を献上し、御機嫌を奉伺いたしました。

この夏は、本県ゆかりのアスリートたちの躍動する姿が、私たちに 元気と活力をもたらしてくれました。

まず、第98回全国高等学校野球選手権大会における作新学院高等学校の優勝であります。並み居る強豪校を撃破し、54年ぶり2度目の全国制覇を成し遂げた同校ナインの勇姿に、多くの県民が胸を熱くしたことと思います。先月26日には、県庁において優勝報告会を開催するとともに、栃木県スポーツ功労賞を贈呈し、その栄誉を称えたところであります。

また、ブラジルのリオデジャネイロにおいて先月5日から21日までオリンピックが、今月7日から18日までパラリンピックが開催されました。

本県関係者では、オリンピックにおきまして萩野公介選手が競泳男子 400m個人メドレーでの金と合わせ、銀、銅の3つのメダルを獲得し、日本中に感動を与える活躍を見せてくれました。県では、この功績に対し、栃木県民栄誉賞を授与することといたしました。また、銅メダルを獲得した柔道男子60kg級の髙藤直寿選手と66kg級の海老沼匡選手、競泳女子 400m個人メドレーで8位入賞した清水咲子選手、パ

ラリンピックの車いすテニス男子ダブルスで4位入賞した眞田卓選手に対しましては、その活躍を称え、栃木県スポーツ功労賞を授与することといたしました。惜しくも入賞を逃した選手も含め、引き続き県民に夢と希望を与え、元気なとちぎづくりの力となる御活躍を期待するものであります。

4年後の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、昨年 11月に策定した「東京オリンピック・パラリンピック等に向けたとち ぎビジョン」に掲げた取組を、オール栃木体制で進めるため、県や市 町、関係団体等で構成するとちぎビジョン推進協議会を設置し、今月 7日に第1回会議を開催したところであります。今後は、確かなレガ シーの創出・継承に向けて県内での機運醸成をはじめ、ホストタウン 構想の推進等に取り組んで参ります。

次に、栃木への人の還流の推進についてであります。

県では、昨年、東京都内に相談窓口を開設し、本県への移住を希望される方々の相談等に応じて参りましたが、暮らしと仕事の相談にワンストップで対応できるよう、本年7月から「とちぎ暮らし・しごと支援センター」として体制を強化いたしました。本センターでは、移住の相談に加え、県内企業の情報発信やUIJターン就職に関するセミナーを行うほか、就職促進協定を締結した首都圏の大学等と連携した取組により、移住や就職を希望する方々のニーズに的確に対応して参ります。

次に、先月、宇都宮市内のとちぎ福祉プラザに障害者スポーツセンター「わかくさアリーナ」をオープンいたしました。6日には元オリ

ンピック・パラリンピック選手を迎えたエキシビションゲームを行い、 県民の皆様に障害者スポーツの素晴らしさを紹介したところでありま す。今後、わかくさアリーナを活用しながら、障害者スポーツの裾野 の拡大と競技力の向上はもとより、地域の方々と交流ができる施設と なるよう努めて参ります。

次に、女性の活躍や働き方の改革の推進についてであります。

多くの県内の企業、団体等の方々に御賛同いただき、今月14日に「とちぎ女性活躍応援団」を設立いたしました。また、女性活躍推進の鍵は、組織のトップに立つ者の意識のあり方にあることから、翌15日には、私以下幹部職員が「栃木県庁イクボス宣言」を行ったところであります。今後とも、官民協働により、女性がいきいきと活躍できる栃木の実現を目指して参ります。

次に、「国立公園満喫プロジェクト」についてであります。

7月に開催された国の有識者会議で、日光国立公園が、全国に先駆けて事業を実施する国立公園満喫プロジェクトの8か所の公園の一つに選定されました。今月16日には、国や関係市町、民間事業者等を構成員とする地域協議会を設立したところであり、外国人誘客を促進する滞在型の受入態勢等を検討し、世界水準のナショナルパークとしてブランド化を推進して参ります。

事業推進に当たりましては、平成30年春に本県で実施するデスティネーションキャンペーンや、来年8月に那須町で開催する第2回「山の日」記念全国大会等の大型プロジェクトとの相乗効果が、県内全域に広く波及するよう取り組んで参ります。

次に、指定廃棄物の処理についてであります。

国は、指定廃棄物の放射能濃度の再測定を実施しており、今月を目途に結果を取りまとめ、それを踏まえた今後の具体的な処理の道筋を示す予定と聞いております。

県といたしましては、再測定自体が目的ではなく、再測定で現状を 把握した後に、指定廃棄物を一日も早く安全に処理することが重要で あると考えております。

このため、国に対しましては、本県の実情を踏まえ、引き続きしっかりとした取組を要請するとともに、県としても、早期処理に向けて、 役割を果たして参りたいと考えております。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算4件、条例4件、その他の議案 13件の計21件であります。このほか認定6件、報告1件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、国の経済対策に積極的に対応するとともに、引き続き厳しい財政状況の中、「とちぎ行革プラン2016」を踏まえつつ、県民生活に関わる緊要な課題等に適切に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、223億4,944万円となり、 既計上予算と合わせた予算総額は、8,405億2,628万円となります。 この財源といたしましては、国庫支出金、県債、繰越金等を充てることといたしました。

次に、主な事業について申し上げます。

まず、国の「未来への投資を実現する経済対策」への対応について であります。

道路、河川・砂防、土地改良、森林整備等の公共事業の速やかな執行を図るとともに、林業・木材産業の生産性向上等に向けた木材加工流通施設等の整備や、意欲ある農業者による経営発展のための農業用機械等の導入、産地の競争力強化に向けた農業用施設の整備等を支援するほか、北関東三県の連携によるデジタルものづくり関連機器の整備等を行うことといたしました。

また、平成34年に本県で開催する第77回国民体育大会・第22回全国 障害者スポーツ大会等に向け、総合スポーツゾーンにおける公園整備 の加速化を図って参ります。

さらに、医療機関等におけるスプリンクラーや、障害者福祉施設、 児童養護施設等における防犯設備の整備に対する支援等を行うほか、 潜在保育士の再就職支援の強化等により、保育人材確保の一層の推進 を図ることといたしました。

次に、強みを生かした産業の振興についてであります。

来年11月に本県で開催する「とちぎ技能五輪・アビリンピック2017」 に向け、大会の広報活動や選手育成に対する支援を強化するとともに、 デスティネーションキャンペーンの開催準備等に取り組むことといた しました。

また、安全・安心で良質な食肉の安定供給の確保等を図るため、新たな食肉センターの整備に対する助成を行うことといたしました。

次に、健康で安心な暮らしの実現についてであります。

介護人材の確保に向け、雇用管理改善に取り組む事業所の表彰事業等を実施するとともに、交通死亡事故の抑止を図るため、速度違反自動取締装置の整備を行うことといたしました。

また、緊急防災・減災対策事業費等を追加計上し、避難所周辺道路や緊急輸送道路等の整備・保全、河川の堆積土除去等に取り組むとともに、県立学校における吊り天井の落下防止対策や施設の緊急的な維持補修について、より速やかな対応を図って参ります。

このほか、本年12月の「とちぎ結婚サポートセンター(仮称)」の 設置に向けた広報活動の強化や、第2回「山の日」記念全国大会の開 催準備、さらには、マイナンバー導入に伴う情報セキュリティ対策の 抜本的強化等に取り組んで参ります。

第2号議案の馬頭最終処分場事業特別会計補正予算は、PFI方式により馬頭最終処分場整備運営事業を実施するため、その契約のための債務負担行為を設定するものであります。

第3号議案の流域下水道事業特別会計補正予算は、国の経済対策を 活用して行う中継ポンプ場耐震工事等に要する経費について補正する ものであります。

第4号議案の用地造成事業会計補正予算は、「あがた駅南産業団地」 及び「みぶ羽生田産業団地」に係る土地造成に要する経費について補 正するものであります。

第5号議案は、医療法の一部改正に伴い、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、建築基準法の一部改正に伴い、栃木県手数料条例の

一部を改正するものであります。

第7号議案は、旅館業法施行令の一部改正に伴い、旅館業法施行条 例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関することを警務部の所掌事務とするため、 栃木県警察本部内部組織条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、栃木県土地利用審査会委員の任期が来る10月31日に 満了いたしますので、築瀬範彦氏、横須賀徳博氏、森島才子氏及び山 本美穂氏を再任し、大竹正巳氏、土谷英一氏及び舟本幸美氏を新たに 任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第10号議案は、栃木県教育委員会委員岡直樹氏及び吉澤慎太郎氏の 任期が来る9月30日に満了いたしますので、両氏を再任することにつ いて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第11号議案は、栃木県公安委員会委員小林一成氏の任期が来る9月 30日に満了いたしますので、その後任として蓬田勝美氏を任命するこ とについて、議会の同意を求めるものであります。

第12号議案は、栃木県公害審査会委員五味渕秀幸氏が6月18日に退職いたしましたので、その後任として稲野秀孝氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

第13号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額について、議決を求めるものであります。

第14号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額の変 更について、議決を求めるものであります。 第15号議案から第17号議案までの3件は、工事請負契約の締結について、それぞれ議決を求めるものであります。

第18号議案は、ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に対し意 見を述べることについて、議決を求めるものであります。

第19号議案から第21号議案までの3件は、電気事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、それぞれ議決を求めるものであります。

認定第1号から認定第6号までの6件は、企業会計の決算について、 それぞれ認定を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第 180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。